



沖 縄 県 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に 係 る 沖 縄 地
方 最 低 賃 金 審 議 会 の 意 見 に 関 す る 公 示

沖 縄 労 働 局 一 般 公 示 第 2 5 - 4 8 号

平 成 2 5 年 8 月 2 8 日 沖 縄 地 方 最 低 賃
金 審 議 会 か ら 沖 縄 県 最 低 賃 金 の 改 正 決 定
に つ い て 意 見 の 提 出 が あ っ た の で 、 最 低
賃 金 法 (昭 和 3 4 年 法 律 第 1 3 7 号) 第
1 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 要 旨 を 下 記
の と お り 公 示 す る 。

な お 、 沖 縄 県 の 区 域 内 で 事 業 を 営 む 使
用 者 又 は こ れ に 使 用 さ れ る 労 働 者 (こ れ
ら の 者 の 団 体 を 含 む 。) で あ っ て 、 当 該 最
低 賃 金 の 改 正 決 定 に 異 議 が あ る も の は 、
同 法 第 1 1 条 及 び 同 法 施 行 規 則 (昭 和 3
4 年 労 働 省 令 第 1 6 号) 第 8 条 の 規 定 に
基 づ き 平 成 2 5 年 9 月 1 2 日 ま で に 沖 縄
労 働 局 長 あ て (那 覇 市 お も ろ ま ち 2 - 1
- 1 那 覇 第 二 地 方 合 同 庁 舎 3 階) 異 議 の
内 容 及 び 理 由 を 記 載 し た 「 異 議 申 出 書 」
を 提 出 さ れ た い 。

平 成 2 5 年 8 月 2 8 日

沖 縄 労 働 局 長 谷 直 樹

記

沖縄県最低賃金の改正決定に係る沖縄地方最低賃金審議会の意見の要旨
沖縄県最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間 **664** 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないものの精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり